

被扶養者が国外へ転出するときは、所定の手続きが必要です
必ずいずれかの手続きを行ってください

被扶養者が国内居住要件を満たさなくなったとき

組合員の被扶養者は、原則として住民基本台帳に登録されている方（住民票がある方）に限定されるため、国外へ転出した場合は被扶養者認定を取消します。

1. 被扶養者認定を取消するときの提出書類を共済組合へ御提出ください。

ただし、国内居住要件の例外となるときは被扶養者認定を継続できます。
この場合、2. 国内居住要件の例外となる場合の手続きが必要となります。

(注) 住民票が日本国内にあっても、海外で就労しており日本で全く生活していないなど、明らかに日本での居住実態がない場合は、例外的に国内居住要件を満たさないものとします。

この場合も被扶養者認定を取消しとなりますので取消の手続きを行ってください。

なお、取消日は状況により異なりますので、共済組合へお問合せください。

1. 被扶養者認定を取消するときの提出書類

1	被扶養者申告書（取消）	※国外転出により被扶養者認定を取消す場合、取消（喪失）日は国外転出の日の翌日となります。
2	転出日が確認できる書類	
3	国民年金第3号被保険者関係届（喪失の手続き）	20歳以上60歳未満の配偶者

2. 国内居住要件の例外となる場合の手続き

外国に一時的に留学をする学生、外国に赴任する組合員に同行する家族等の一時的な海外渡航を行う者について、住民票が日本国内にない場合でも日本国内に生活基盤があると認められるときは、以下の書類を共済組合へ提出することにより、被扶養者認定を継続できます。

被扶養者認定を継続するときの提出書類

(1) 国内居住要件の例外となることがわかる書類

	例外該当事由	添付書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

(2) 国民年金第3号被保険者関係届 (20歳以上60歳未満の配偶者)

海外特例要件該当の手続きが必要です。

手続きがない場合は、国民年金第3号被扶養者資格を喪失しますので御注意ください。